

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

- (1) (株)宮古測量設計コンサルタント 宮古島市平良字西里600
74000012 代表者 湧川 弘範
(測量、土木、地質、調査)

2 指名停止措置期間

平成28年 4月29日 ～ 平成28年 5月28日 (1ヶ月間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての測量及び建設コンサルタント業務 (下請けを含む)

4 事実概要

(株)宮古測量設計コンサルタントが受注した、宮古農林水産振興センター発注の「ウヅラ嶺地区農地造成調査測量設計業務(H27)」の耕土深調査において、精度を高めるため、メッシュ測量地点で996点の鉄筋挿入調査のうち206点について人力土工による耕土深調査を実施したが、調査結果報告写真を確認したところ、同一箇所では撮影されたと思われる写真が多数あったことから、受注者に確認したところ206点中80点以上で写真の改ざん・流用を認めた。

不正行為発覚後、206点全てについて再度人力土工による耕土深調査を実施し、その結果を反映させた基本設計報告書を契約工期内に納品させた。

5 指名停止措置理由

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条1項に基づく別表第2の13「不正又は不誠実な行為等」に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」

別表第2第13号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等)	
13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内